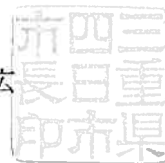


四日市市告示第647号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月14日

四日市市長 森 智 広



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
三重近鉄タクシー株式会社四日市営業所
四日市市久保田1丁目2番23号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等または歳出
デマンド交通事業収入
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年11月7日
- 4 委託の期間
令和6年11月15日から令和7年2月7日まで

（都市整備部都市計画課）